付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。この 法律に基づき、昭和54年8月7日、「東海地震(震源地:駿河湾、マグニチュード8程度)」が 発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生ずるおそれのある震度6弱以上の地震動を受ける と推定される市町村等の区域(静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知の6県170市町村)が「地 震防災対策強化地域」として指定された。

さらに、平成14年4月に「地震防災対策強化地域」が見直され、従来の6県167市町村から8都県、263市町村(東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)に大幅に拡大された。(平成24年4月1日現在 8都県 157市町村)

一方、本県の地域は、東海地震が発生した場合、おおむね県南部で震度5弱、その他の地域は 震度4以下と予想されていることから「地震防災対策強化地域」として指定されなかったため、 県は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の作成及び地震防災応急対策の実施等 は義務付けられていない。

しかし、近年における都市部や開発地域への人口、産業の集中、建築物の高層化、交通の輻そう、石油類等危険物の集積などの状況からみて、震度5弱程度であっても地盤や建物等の性状によっては、ある程度の被害の発生が予想されるとともに、警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生も懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的とし、八千代町地域防災計画(地震災害対策計画編)の付編として「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」を作成した。

第2節 計画作成の基本方針

1 基本的な考え方

- (1) 警戒宣言発令時においても社会生活機能は、極力平常どおり維持することとし、警戒宣言 発令から東海地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間に講ずべき次の 対応措置を定めるものとする。
- 1) 警戒宣言の発令、東海地震予知情報の発表に伴う社会的混乱防止のための措置を講じるものとする。
- 2) 地震による被害の未然防止又は軽減を図るための事前措置を講じるものとする。 なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止 のための必要な措置を講じるものとする。
- (2) 警戒宣言発令及び翌日以降の対応措置については、特に区別しないことを原則とするが、学校、鉄道、バス等区別を要するものについては、別途の措置を講じるものとする。
- (3) 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるとされていることから対策の優先

度を配慮するものとする。

(4) 地震発生後の災害応急対策は、八千代町地域防災計画(地震災害対策計画編)により対処するものとする。

2 前提条件

(1) 予想震度

東海地震が発生した場合、本町は震度5弱程度とする。 ただし、長周期地震波の影響については、現在不明である。

第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱

[警戒宣言時(「東海地震予知情報」の発表に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定時を含む。)の対応措置に関するものとする。]

1 町

- (1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 災害応急対策実施の準備に関すること。
- (3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- (4) 道路の保全又は交通の危険防止及び社会秩序の維持に関すること。
- (5) 避難勧告等に関すること。
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限・禁止又は退去命令に関すること。
- (7) 要応急保護者の保護に関すること。
- (8) 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- (9) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

2 県

- (1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置及び災害応急対策実施の準備に関すること。
- (3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- (4) 交通規制及び社会秩序の維持に関すること。
- (5) 県所管に係る災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- (6) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

3 指定地方行政機関

第1編 総論 第4節 防災関係機関の責務と業務の大綱 第2「防災関係機関の業務の大綱」を準用する。

4 自衛隊

第1編 総論 第4節 防災関係機関の責務と業務の大綱 第2「防災関係機関の業務の大綱」を準用する。

5 指定公共機関

第1編 総論 第4節 防災関係機関の責務と業務の大綱 第2 「防災関係機関の業務の大綱」を準用する。

6 指定地方公共機関

第1編 総論 第4節 防災関係機関の責務と業務の大綱 第2「防災関係機関の業務の大綱」を準用する。

7 住民等

(1) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

- 1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の収集及び周知に関すること。
- 2) 自衛防災体制の確立に関すること。
- 3) 災害発生の予防措置に関すること。
- 4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻そう・交通混乱防止の協力に関すること。
- 5) 町が実施する地震防災応急対策の協力に関すること。
- 6) 避難に関すること。

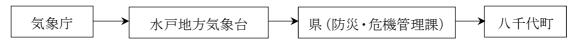
(2) 居住者等(居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体)

- 1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の把握に関すること。
- 2) 火気使用の自主的制限等による出火防止措置に関すること。
- 3) 初期消火の準備に関すること。
- 4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること。
- 5) 家庭の危険発生予想箇所の点検、応急修理に関すること。
- 6) 隣保共助による地域防災への協力に関すること。
- 7) 社会秩序維持の協力に関すること。
- 8) 避難に関すること。

第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

第1節 東海地震注意情報等の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震予知情報
- (2) 東海地震注意情報
- (3) 東海地震に関連する調査(臨時)

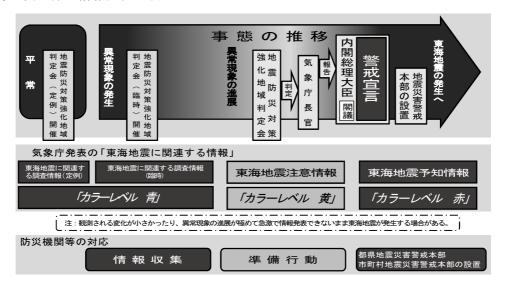
第2節 警戒体制への準備

町は、東海地震注意情報を受けたとき、又は了知したときは警戒宣言の発令に備えて速やかに 対応できるよう措置するものとする。主な事項は次のとおりである。

- (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報伝達の準備
- (2) 災害対策本部設置の準備
- (3) 社会的混乱防止のための広報
- (4) その他必要な措置の準備

第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について

1 東海地震に係る情報発表の流れ



2 東海地震に関する情報

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、お知らせする。なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日ごろから東海地震への備えをしておくことが大切である。

東海地震に関連する情報の種類

代神地茂に肉建する旧根が性肉		
情報名		発表基準
東海地震予知情報		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が
[カラーレベル赤]		発せられた場合
東海地震注意情報		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まっ
[カラーレベル黄]		たと認められた場合
東海地震に関連する調査	臨	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原
情報	時	因についての調査を行った場合
[カラーレベル青]	定	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ち
	例	に結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

3 警戒宣言

警戒宣言は、警戒宣言、警戒態勢を執るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨の通知に関する情報と、地震予知情報の内容を組み合わせたものに内閣府が作成して関係

機関に通知されるものである。次に警戒宣言の例文を示す。

訓練 東海地震の地震災害警戒宣言

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に 駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受 けました。

この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度6以上、その隣接地域では震度5 程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に 従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

平成 年 月 日 内閣総理大臣

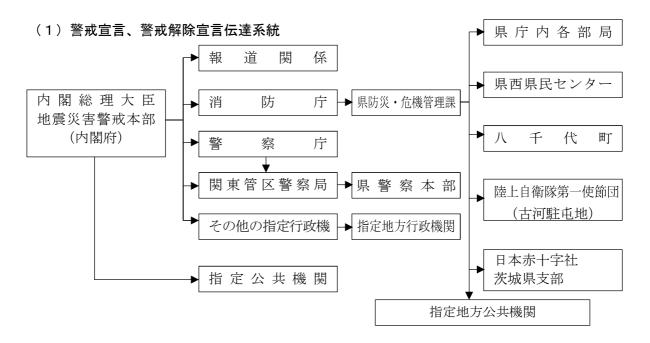
第4章 警戒宣言発令時の対応措置

警戒宣言が発令されたときから、大規模地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間に実施する対応措置について定める。

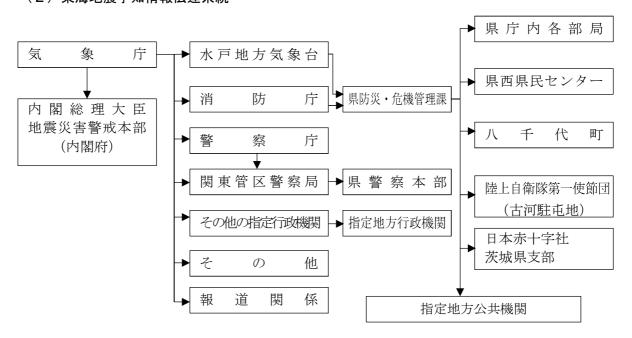
第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達

1 伝達系統

次の系統図による。 (水害予防組合は水防活動上必要と認めるときに限る。)



(2) 東海地震予知情報伝達系統

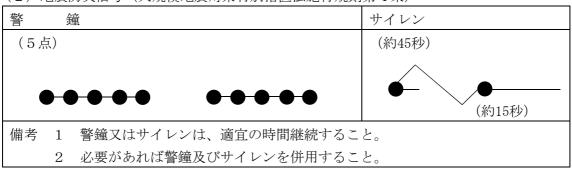


2 伝達事項

- (1)警戒宣言
- (2) 東海地震予知情報
- (3)警戒解除宣言
- (4) その他必要と認める事項

3 住民等に対する警戒宣言の周知

- (1) 町は、警戒宣言の発令を了知した場合は地震防災信号、防災行政無線、県防災ヘリコプター、広報車等によるほか、町内組織、自主防災組織等を通じて住民等へ周知するものとする。
- (2) 地震防災信号(大規模地震対策特別措置法施行規則第4条)



第2節 警戒体制の確立

町は、警戒宣言の発令を了知した場合は、県の活動体制に準じた体制として、直ちに町災害対策本部を設置する。

警戒宣言が発令された場合は、町は、直ちに災害対策本部等を設置して、社会的混乱の未然防止を図るなど地震防災応急対策を実施するものとする。

その活動体制については、地域の実状に即した効果的な対策が実施できるよう確立するものと する。

第3節 地震防災応急対策の実施

警戒宣言が発令されたときから東海地震が発生するまで、又は発生するおそれがなくなるまでの間において、災害発生の未然防止及び被害の軽減をあらかじめ図るため、町をはじめ一般住民にいたるまでそれぞれの責務を果すとともに、関係機関が相互に協力して円滑な地震防災応急対策が実施できるよう努めるものとする。

1 広報対策

警戒宣言の発令、東海地震予知情報等の発表周知に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災 応急対策が迅速・的確に行われるよう、町は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに住民等 に対し、地域の実状に即した適切な広報を繰返し行い、その周知徹底を図るものとする。

(1) 広報の内容

以下の内容とし、特に重要な事項については、基本的文案をあらかじめ作成しておき、迅速に 対応ができるよう配慮するものとする。

- 1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容
- 2) 町長から住民への呼びかけ
- 3) 事業所及び居住者等が緊急にとるべき措置
- 4) 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- 5) 混乱防止のための措置
- 6) その他状況に応じて事業所又は居住者等に周知すべき事項

(2) 広報の実施方法

町は、防災行政無線、広報車等によるほか町内組織、自主防災組織等を通じて行い、情報混乱 が起こらないよう十分配慮するものとする。

2 消防、水防対策

警戒宣言が発令された場合、町は、県及び消防機関等の防災関係機関と連携して地域の出火防止と初期消火の準備体制の確立について、必要な対策を講じるとともに、地震に起因する河川等の堤防決壊等による浸水に備えて水防活動も併せて実施するものとする。

(1) 消防対策に関する町及び消防機関の措置

町及び消防機関は、消防活動体制を確立するとともに防災関係機関と協力し、地域住民等が実施する地震防災応急対策(警戒宣言等情報の収集・伝達、火気使用の自粛等の出火防止措置、危険物等施設・消防設備等の緊急保守点検・巡視・修理、自衛防災組織の配備等)の徹底が期せられるよう、広報又は巡回点検など必要な措置を講ずるものとする。

(2) 水防対策

東海地震が発生した場合、河川、ため池等において、出水時等の悪条件が重なったとき、不測の事態が生ずるおそれもあるため、施設の管理者及び防災関係機関は、警戒宣言が発令された場合、災害発生の未然防止に万全を期するものとする。なお、この場合の水防対策については、町水防計画に基づき実施するものとする。

また、町長は、町水防計画に基づく町の水防責任者として、防災関係機関等と緊密な連携をとり、浸水による災害の未然防止と被害の軽減を図るものとする。

主な措置は次のとおりである。

- 1) 水防体制の確立
- 2) 重要水防箇所の点検・監視
- 3) 水防資機材の点検・整備
- 4) 避難の勧告・指示及び誘導
- 5) その他必要な措置

3 危険物等施設対策

警戒宣言が発令された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者(以下「管理者等」という。)は、地震に起因する施設の破壊に伴う危険物等の流出、爆発、火災など二次災害発生防止の必要な措置を講じ、安全確保に万全を期するものとする。

4 公共施設対策

警戒宣言発令時においても、原則として社会生活機能は平常どおり維持するものとする。このため、公共施設の管理者は、通常業務の継続に努めるとともに、不測の事態にも迅速・的確に対処できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(1) 上水道対策

1) 緊急貯水の実施

水道事業者等は、災害時における応急給水に備え、緊急貯水を実施するとともに、住民においても緊急貯水を実施するものとする。(このため、一時的に多量の水道水の確保が必要となるので、緊急貯水に係る措置に関する要領等を定めるなど、その確保方策の内容を明示するものとする。)

また、住民の緊急貯水に関する広報についても、必要に応じて明示するものとする。

2) 施設点検及び工事の中止

水道事業者等は、二次災害の防止等を図るため、警戒宣言発令後、ただちに塩素注入設備、 緊急遮断弁等水道施設の点検及び水道に係る工事の中止の措置をとるものとする。 (このため、その措置に関する要領を定めるなど、具体的な実施内容について明示すること。)

(2)下水道対策

1) 業務の方針

警戒宣言が発令された場合においても、利用者への影響が軽減されるよう適切に対処する とともに、地震による災害発生の未然防止に努めるものとする。

- 2) 人員・資機材の点検確保
 - ① 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、 警戒体制を確保する。

② 資機材の点検確保 応急措置用資機材の点検整備を行う。

3) 施設の保安措置

東海地震予知情報に基づき、次に掲げる保安措置を講じる。

- ① 特別巡視及び特別点検等
 - 下水道施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。
- ② 工事中の施設についての対策 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。
- 4) 危険物等に対する保安措置
- ① 石油類等危険物の取扱い装置については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉めるとともに、火気厳禁の指令及び付近住民を近づけないようにする。
 - ② 塩素ガス等
 - ア 緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量を確認する。
 - イ 塩素室の各扉を閉鎖し、外部への漏洩防止策を講じる。
 - ウ 状況に応じ塩素ガスボンベの元バルブ閉鎖を行う。
 - ③ 消火ガス
 - ア 消火槽各槽及びガスタンクの安全装置を点検する。
 - イ 状況に応じ消火槽各槽及びガスタンクの元バルブ閉鎖を行う。

- ④ 化学薬品等取扱い施設
 - ア 転倒、落下、流出拡散防止等の措置を講じる。
 - イ 引火又は混合混しょく等による出火防止措置を講じる。

5 教育、医療、社会福祉施設対策

(1) 教育

1) 学校

学校は、警戒宣言が発令されたときは、次の措置を講じて、児童生徒等の生命の安全確保 並びに施設の安全管理に万全を期するものとする。

- ① 警戒宣言の内容の周知徹底
 - ア 町長は、町教育委員会を通じて、管内に所在する学校の長に対して、警戒宣言、東海地 震予知情報及び警戒解除宣言等を伝達し、必要な指示をする。
 - イ 校長等は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに、町(災害対策本部等)及び地域の関係機関と連携を図り、情報を収集し、警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を教職員に 周知させるものとする。
 - ウ 教職員は、児童生徒等に警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を知らせ、適切な指示 をする。なお、この際、児童生徒等に不安・動揺を与えないよう配慮する。
- ② 児童生徒等の安全確保

ア 授業の中止等

- ・ 警戒宣言が発令されたときは、授業又は学校行事を直ちに打ち切る。
- 学校は、警戒宣言が解除されるまで休業する。
- ・ 校外指導時において警戒宣言が発令されたときは、速やかに学校と連絡をとり、 原則として、直ちに帰校、帰宅又は待機の措置をとる。
- イ 児童生徒等の保護及び安全な下校

校長等は、教職員に、児童生徒等の安全な場所への避難並びに名簿による氏名及び人数の確認を行わせた上、児童生徒等の下校の安全性を確認し、次の方法により児童生徒等を速やかに帰宅させるものとする。

- ・ 認定こども園等 緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。
- 小中学校

あらかじめ学校が実状に応じて定めた方法により帰宅させる。なお、心身に障がい のある児童生徒等については、緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

その他

小学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び特別支援学校の児童生徒等で保護者が 留守等の者は、施設で一時保護し、直接保護者に引き渡す。

- ウ 登下校中又は在宅中に警戒宣言が発令された場合の措置
 - ・ 登下校中の場合は、直ちに帰宅し、自宅での安否を確認し、家族と行動を共にする。
 - 在宅中の場合は、家族と行動を共にする。
- 工 特別支援学校
 - a スクールバスで通学している児童生徒等 緊急連絡網等により、引き渡しの時刻及び場所を連絡し、直接保護者に引き渡す。

- b スクールバス以外で通学している児童生徒等 緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。
- c 寄宿舎に入舎している児童生徒等 寄宿舎に帰し、寄宿舎内で保護し、緊急連絡網等により連絡し、状況に応じて直接 保護者に引き渡す。

③学校施設の安全管理

ア 出火防止

二次災害を防止するため、電気及びガスの設備並びに火気使用場所や器具等の点検及 び巡視を行う。

- イ 消火器具及び設備の点検 防火用水、消火器及び消火栓等を点検する。
- ウ 倒壊及び落下防止 ロッカー、下駄箱、掲示物及び体育器具等を点検し、倒壊及び落下を防止する。
- エ 非常時搬出物品の確認と準備 重要な書類及び物品を確認し、搬出できるよう準備する。
- オ 薬品の管理

火災及び有毒ガスの発生等のおそれのある薬品は、所定の保管庫に収納する。ただし、 保管庫に収納できない物については、地中に埋蔵するなど適切な措置を講じる。

④教職員の確保

校長等は、当該学校の防災計画に基づき、地震防災応急対策活動に必要な教職員を確保するものとする。

⑤学校のとるべき事前措置

学校は、上記対策を適切に実施するために、あらかじめ次の措置を講じる。

- ア 校長等は、この対策の実施方法等について、実状に応じて具体的に定める。
- イ 校長等は、教職員に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに教職員の 役割等について具体的に周知する。
- ウ 教職員は、児童生徒等に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに児童 生徒等の行動等について、具体的に指導し、安全教育の徹底を図る。
- エ 校長等は、保護者に対して、警戒宣言発令時の学校の安全対策について周知し、 特に次のことについて協力を得る。
 - ・ 警戒宣言の性格と学校の授業中止等の措置
 - ・ 児童生徒等の登下校の具体的方法
 - 緊急連絡網の整備
- 2) 学校以外の教育機関

学校以外の教育機関については、1)の学校に準じた措置を講じて、利用者の生命の安全及び施設の安全管理に万全を期するものとする。

(2) 医療機関

警戒宣言が発令された場合、各医療機関は次の措置を講じるものとする。

- 1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行うこととするが、手術、検査等は、医師が状況に 応じて適切に対処する。
- 2) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

- 3) 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。
- 4) 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- 5) 消防計画に基づく職員の分担業務を確認する。

(3) 社会福祉施設

- 1) 防災組織の編成、任務分担を確認し、体制を確立する。
- 2) 情報の収集・伝達

施設長等施設職員は、入所者の保護者等や消防署、警察署、町災害対策本部等に連絡をとり、 正確な情報の収集及び伝達を行う。特に通園施設(中でも保育所)においては、警戒宣言が保 育時間中に発令された場合、保護者からの引取り等の問い合わせが集中すると考えられるので、 事前に連絡方法や対策を講じておく必要がある。

3) 消火活動の準備

危険箇所、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等出火防止のための措置 を行う。

4) 救護活動の準備 救急医薬品の確保、緊急救護所の設置を行う。

- 5) 応急物資の確保 食料・飲料水等の確保を行う。
- 6) 安全指導
- ① 設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる備品の除去等を行うとともに、入所者に現在の状況を連絡し、不必要な動揺を与えないようにする。
- ② 施設の立地条件、耐震性等から判断して、必要に応じ入所者等を避難所に避難させる。
- ③ 入所者の保護者への引き継ぎは、原則として保護者が直接施設又は避難所へ引取りに来た場合にのみ行う。

6 生活物資対策

警戒宣言が発令された場合、町は関係機関・事業者・団体及び住民の協力を得て、日常生活物 資の著しい不足、価格の異常高騰等による経済生活混乱の未然防止に努めるものとする。

第4節 住民等がとるべき措置

警戒宣言が発令された場合、住民等は、東海地震に係る災害発生の未然防止又は被害の軽減を 図るため、自ら又は協力して必要な措置をとるとともに、町長等が実施する地震防災応急対策に 協力するものとする。

1 家庭

- (1) 警戒宣言発令中は、テレビやラジオのスイッチは常に入れておき、正確な情報をつかむこと。また町役場や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられたとき家にいる人で、家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかること。
- (3) いざというときの身を置く場所を確認し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 火気の使用は自粛すること。
- (5) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。
- (7) 身軽で安全な服装になること。
- (8) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- (9) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難所や避難 路等を確認すること。
- (10) 自主防災組織は配置につくこと。
- (11) 不要不急の自家用自動車や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。

2 職場

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従いできる限りの 措置をとること。
- (2) いざというときの身を置く場所を確認し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (3) 火気の使用は自粛すること。
- (4)消防計画、予防規程などに基づき、危険物等の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を確認すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入する職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報の把握に努めること。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (11) 自家用自動車による出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。